

令和4年10月17日(月)

開会（9：56）

○坂上隆夫委員長

開会宣言。本日八幡議員から欠席の連絡があった。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「財産の無償譲渡について」3件、「過疎地域持続的発展計画の策定について」1件、の計4件である。議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。こう見ると楡形山脈の色も少しずつ変わってきて秋が深まりつつあると感じている。先日、新潟日報で胎内市のふるさと納税が県下で4番目となる24億円余りの寄附があったと報道されていた。その原因について少し考えてみると従前はサイトが1つだったものが、今は4つのサイトに登録していてそれだけ露出度が高くなっている。また、必ずふるさと納税してくれた方にはすぐにお礼状や市のパンフレット等を送付したりしてリピーターを増やしていきたいと考えている。また、8割、9割が米となっている。その米を出す事業者もいろいろな工夫をしている。品質向上のために色彩選別機を入れたり、月5キロずつ何回も送るなどの工夫も功を奏しているのではと考えている。24億の30%は、地場産品が売れていることと同様となるので今後ともPRしていくとともに目的としているのは関係人口。胎内市を知ってもらいふるさと納税をする。関係人口を増やす。ひいては交流だったりその先には移住というものがあればいいと考えている。本日の議題は4件である。よろしく審議願いたい。

議第63号 財産の無償譲渡について

田部総務課長説明

中村浜地内に所在する土地150筆について、中村浜区自治会に無償譲渡したく、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、お諮りするもの。

当該土地は、以前から同自治会が自治会用地として管理していた土地である。このたび、その自治会から、一筆について、以前から貸している事業者へ売却したいとの意向があった。また、その土地を含めて、中村浜自治会が管理する土地を登記したいという旨の申し出があったので譲渡して権利関係の整理をしたくお諮りするもの。

質疑

○丸山孝博委員

どういふところか現場を見たわけではないのでよくわからないが、以前から市の土地であるところを中村浜自治会が事実上管理して一部土地を業者に貸し付けていたということですよ。市としてもそこはまた貸しになっていることは認めていたとのことですがそのようなことが良いことかどうかの判断はあったのか。

○田部総務課長

150筆以外にも中村浜から譲渡を受けたいという申し出があった。ただし、海岸部の保安林の部分や公共用の道路にかかってこれから市が公共用地として使う部分、分筆が必要な部分だとか農地法で田畑と定められている地目のところについては譲渡ができない旨、その土地の利用制限に係るものを除いて今回150筆を譲渡したいということでお諮りするものです。丸山委員の言う一部の土地というのは議案書の70ページの一覧表の胎内市中村浜字下畑1358番1原野9,255㎡この部分を以前から中村浜と事業者で貸し付けを行って中村浜の自治会が貸付料をもらっていたということである。これについて何らまた貸し的な問題がないかということだが民法の規定がありポツダム政令に基づく市の帰属されている土地ということでその後政令が解除になった後もそのまま登記簿上は大字中村浜と表記されているがポツダム政令に基づき市に帰属するというので市の名義にはなっていないが土地自体は市に帰属することになっている。それを中村浜の自治会は自分の土地だということでも市に帰属しているものとわからなくて貸付けていた。これは民法の規定上189条1項に善意の契約、知らないで貸していたというのは善意の契約に当たるといふことで違法性がないということを確認していますし、あと民法162条にも20年間実質的に中村浜が管理所有している場合については所有権の時効取得も可能になるという解釈が出ているのでこの貸付けについては違法性がないと確認している。

○薄田智委員

今回無償譲渡行ふ面積については11万なにか㎡だと。非常に広い土地です。その土地を無償で中村浜に譲渡して中村浜が第3の企業に今度貸すのか。その企業は公にはならないのか。もう一つは税金です。今まで税金は発生していたのか。今後税金はどうなるのか。2点お願いします。

○田部総務課長

1筆を事業者に貸付けていたわけですが、これを譲渡を受けた後売却ということでその事業者にも買ってもらう予定です。その他の149筆については現状維持ということで事業者に貸付けるとかそういうことはまだ予定されていない。それと課税の部分ですが市に帰属しているポツダム政令に基づいて解除後も市に帰属している土地だということで、税務課では地目、面積、評価額に応じて課税はして税金も中村浜自治会から全部もらっているの、実質的には中村浜の所有で、先ほどの民法の規定も含めて違法性がないとご理解いただきたい。事業者の公表は中村浜や事業者を確認をとらないと難しいと思われませんが、場所は113号線のラーメンショップ隣の石材が積んであるところになります。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第64号及び議第65号 財産の無償譲渡について

小熊財政課長説明

この2点については坪穴地内に存在する土地について、下江端自治会及び下館自治会に対し、各1筆を無償譲渡いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、お諮りするものです。

これらの土地については、集落が農耕馬等の飼料採取のために使用していた国有採草地を昭和27年に払下げを受ける際、当時権利義務の主体となることができなかった関係8集落と旧黒川村との間で締結した契約に基づき代金を集落で負担し、黒川村の名義で買い受けたものであり、集落への所有権移転が可能となった場合には無償で集落へ譲渡することとし、それまでの間は集落へ貸付けるという形で固定資産税相当額を使用料として徴することとなっているものです。その後採草地としての必要性は薄れ関係集落からの陳情を受けて昭和57年に当時の新潟県林業公社、現在の新潟県農林公社と分収造林契約を締結し植栽期間を60年間、令和24年までとする分収林として維持管理されてきておりますがこの度、同公社から施業方式を変更するために契約期間を30年延長したいとの申し出がありました。この機を捉えて関係集落から契約期間延長への同意をいただくとともに一部の集落を除いて法人格を有する地縁団体としての認可を受けていることから払い下げを受けた土地に係る権利関係について公募上の整理を行うこととし、譲渡を希望する旨の申し出がありました下江端・下館両自治会に対し、それぞれが管理してきた土地を当初の契約に基づき無償で譲渡するものです。

なお、これ以外の集落からは分収造林による収益配分を含めた一切の権利を放棄する旨の意向が示されていますことからそれらについては市に帰属することとし、今後市が管理していきます。

質疑

○薄田智委員

今説明をいただきましたが、今回2集落の方から譲渡を受けたいという話があってそれに応ずるということになりました。他のところはそのままにする。簡単に言うとそういう話ですよ。今回市として譲渡を受けて払い下げた土地としない土地ではどのような差があるのか簡単に教えてください。

○小熊財政課長

払い下げを希望するところ、2自治会については昭和27年の契約ですすでに集落名義で登記できるようになったら無償で譲渡することになっているのでその契約どおりに処理するということであるし、譲渡を希望しない、権利を放棄するところについては、一切の27年の契約の内容を無しということで、今までは所有権も分収造林による収益も集落が受け取る権利があったがその権利を全て市に帰属するということでその違いはある。

○薄田智委員

市にとって2つの部分は譲渡を受けると決めたわけですよ。そうすると譲渡を受けた部分では譲与税や固定資産税を今後その集落が払うわけですよ。受けない部分については何も発生しないわけですよ。その辺の部分で市としては譲渡を受けてもらった方が得なのではないか。そういう部分ではどうか。

○小熊財政課長

固定資産の関係であります。先ほど申し上げたように今までも固定資産相当額を使用料という形でいただいていたので、譲渡受ける2集落については引き続き今度使用料でなく自分たちの土地として固定資産税として同程度の金額を払うこととなる。逆に市に帰属することとなる土地については、今までいただいた使用料の形のものは完全に市の所有になるので無くなる。先ほど申し上げた分収造林の配分金についても市に入ってくることになる。最終的に収益がどのくらいになるかは不確定であるが、おそらく貸付料が例えば2万㎡で4千円とか固定資産税が年間その程度であるので長い目で見れば市の得になるのではないかと。はっきり言えないが。固定資産税が入らない代わりに分収造林による収益は市が受けることが

できるようになる。今現在得になるかははっきりと申し上げられませんが、場合によってはということですが。

○薄田智委員

分かったようなわからないような話で、私の解釈で話すと2集落については使用料という形で固定資産分を払いながら使用していた。それを今回贈与を受けて自分のものにする。他の地域についてはもう使わないから使用料を払わないし、そのまま市に土地として献上しますという話でいいか。

○小熊財政課長

そのとおりです。あわせて分収造林による収益も市の帰属になる。

○渡辺秀敏委員

残りの3集落に関してですが、譲渡を受けることを断ったとのことですが今後3集落との間の契約は解除されると思うがそれは議案としてあがってこないのか。

○小熊財政課長

その辺りは議案という形で議会の皆様の議決をいただくというような内容ではないと考えています。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第67号 胎内市過疎地域持続的発展計画の策定について

本間総合政策課長説明

本年度から旧黒川村地域が過疎地域に指定されたことから、当該地域において総合的かつ計画的な対策を実施するための計画を策定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措

置法第8条第1項の規定により、議決を求めるものです。計画の概要について説明する。別冊の計画1ページの「I 基本的な事項」においては、市の概況、3ページからは人口及び産業の推移と動向また行財政の状況について記載している。8ページに進み「4. 地域の持続的発展の基本方針」として、過疎対策の取組みにあたっては第2次胎内市総合計画、それから第2期胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら計画を実施していくこととしている。計画期間としては令和4年度から令和7年度までの4年間としている。11ページに進み、こちらからは、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項について、各施策を移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から再生可能エネルギーの利用の促進までの11の分野に区分してそれぞれの現況と問題点、その対策、実施計画について記載している。33ページ以降の表については、今ほど申し上げた11の分野の事業計画のうち、18ページにお戻りいただき事業計画の表の市町村道3本の事業が掲載されているが、こちらがハード事業になる。このハード事業を除いた過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆるソフト事業分を後ろの表で再掲しているところです。また、この計画に基づいて行う事業については、その財源として過疎対策事業債の発行が認められているものです。こちらを活用する意味でもこの計画を策定したものである。

質疑

○渡辺秀敏委員

計画の8ページの「5. 地域の持続的発展のための基本目標」の一番右の社会増減のところ「縮小させる」その下の合計特殊出生率は「向上させる」。具体的な数字はなかなか難しい、4年後なので具体的な数字は出せないと思うがただ縮小させる、向上させるというだけでは見えてくるものが、目標となるものが薄いのではないかと思うがなぜこのような判断になったのか。

○本間総合政策課長

委員のいわれるとおりの曖昧な表現となっておりますが、なかなか数値として表すのが難しいところでもあり今回この様な表現で策定したものである。

○薄田智委員

今年度から4か年かけて黒川地区の発展を計画していくということなのですが、今具体的には道路直すという話があったが他には具体的にこの4年間で何をどうするという計画は具体的にあるのか。

○本間総合政策課長

ハード事業としては今回計画されているのがこの3本の道路の工事です。今までも辺地計画で下赤谷より東側はハード事業いろいろな計画を載せてきている。今回3本だけだったのは辺地の方が交付税算入率も多いのでそちらに登載されているということで新たに下赤谷より西側の方で出てきたのがこの3本です。今年度以降にハード事業で行うものが出てくれば計画を追加・変更していくことになる。

○薄田智委員

辺地債は8割補助ですか。過疎債はいくら補助があるかわからないが辺地債の方が有利だという話をもらいました。せっかく4年間で有利な部分があるのであればきちんと計画を出して実行に移すべきではないかと考えるがどうか。

○本間総合政策課長

交付税算入率については、過疎債が7割となっている。先ほども申したようにこれから令和5年の当初予算の編成始まるがその中で辺地には該当しない旧黒川村地域での事業があったら予算に載せて行うこととなる。それ以外の数多くのソフト事業分として載せられているがこの計画を策定した目的の一つは過疎債はソフト事業にも充てることができる。そういった意味で今までも胎内市でいろいろな施策をやっているのものでそちらにも充てられるようにこの計画に登載してソフト事業分にも充てられるような形にしているところである。

○薄田智委員

それはわかる。4年間の計画であるのならきちんとした4年間の計画を作って実行に移した方が良いのではないかと。そのためには4年間の計画はあるのかということを知っている。

○本間総合政策課長

4年間の計画というかこちらはどちらかというと過疎対策事業債を借りることができるようにソフト事業については非常に多くの包括的に入れた形でやっている。ハード事業についてはこれから各課で旧黒川村地域に必要な整備計画等が出てくればこちらに載せてやるということで特に今ここでどこまでという何をやるというところまでは決めていないけども出てきたときに過疎債で対応できるように作成したところである。

○薄田智委員

話がかみ合わないのですが、先ほど渡辺委員からも話があったようにせっかく基本目標が

あって、今回4年間の計画なのできちんとした部分で実際何をやるのか作って、4年なんてあつという間だと思う。作ってきちんと過疎対策をして胎内市もいい市だという形でなるようにするというのが目的だと思っているので、そのような部分できちんと計画してきちんと実施したらどうでしょうかという提案をしているのですが。

○高橋副市長

ハード部分でなかなか具体的な事業が出てきていないのではないかとのご指摘と思いますがいろいろな社会情勢の変化は今後もあるでしょうし、また8ページの目標としている部分を達成するうえでどういう事業が具体的に黒川地区に必要なのかというところについて、現段階でなかなか具体が出せないと。ただいろいろな具体が出てきた場合にこの計画を変更しつつ実施していく。過疎債を使いつつ実施していくという考え方でいる。決してこれだけしか実施しないということではないのでご理解いただきたい。

○丸山孝博委員

この発展計画ですが過疎地域に指定されたことで計画を立てたということですが、これを有効に活用することについてはどのような場面で必要になってくるのかよくわからなくて県や国にも提出して胎内市の過疎地域の発展の計画はこういうものかということを示したうえで交付税算入の関係が国から示されてくるためのものなのかどうか。計画そのものの意味がよくわからないのですが。

○本間総合政策課長

先ほど申しましたがこの計画を作成した大きな一つとしては過疎対策事業債を借りるのが目的となっている。ハード事業については、先ほど申しましたように今後新たに出てくればこの計画を追加・変更しながら進めて行く形になるし、ソフト事業分にも充てられる。胎内市全体としてもいろいろな施策を行っているのもその中でも過疎地域で行っている部分、についてはソフト事業でも起債が起こせるのでそれにも財源として充てられる。この計画を作成したことにより充てられるもの。今回7年度までの4年間となっているが県の計画と合わせて終わりを7年度にしたので、8年度からおそらく5年ごとに計画を策定していく形ですと過疎地域に対する計画として作って過疎債を活用していくものである。

○笥智也副委員長

この発展計画は、黒川地域に限定という部分で話を聞いていたが、例えば結婚新生活支援であったり働く支援であったり、中条地区に移住するよりも黒川に行った方がお得という内容なのか。

○本間総合政策課長

ここに載ってる事業は、市の行う事業としては市全体が対象となっている。過疎債のソフト分として充当するとすれば事業のうち黒川地域で行っている分が対象になるというもの。移住してくる人がどっちが得というものではない。ここに載っているのは、黒川村で行うソフト事業分について過疎債の対象となるというもので、実際移住してくる方がどちらに住むというものではない。ちなみに過疎債のソフト事業分については、胎内市の財政力指数と基準財政需要額等から算定して3,500万円が限度額となっている。

○増子達也委員

8ページの計画に対する総人口ですが、これは市全体か。例えば旧黒川地区だけの目標はあるか。

○本間総合政策課長

ここに載っている数字は胎内市全体の計画として策定していて個別具体的には旧黒川村地域の人口もあるので社会的増減等を縮小させる方向で行う。今までも市の政策としていろいろな人口減少対策をしているのでその中でこれからも継続して行っていくこととしている。

○増子達也委員

16ページのその対策の2行目、「中山間地域において平野部との格差が生じないように、情報通信施設や設備を適宜整備、改修し、安全で安心な地域生活の確保を目指す。」と書いてあるが、具体的に情報通信施設や設備とは何を指しているのか。

○本間総合政策課長

具体的なところまではまだ決めていないが総合計画でも情報通信設備の整備を行っていくという形で載せているのでそれと整合をあわせて記載したものである。例えば防災行政無線であるとか情報の通信設備も含まれると考えている。

○増子達也委員

携帯電話とそういったものの情報通信設備というのはここには含まれないのか。

○本間総合政策課長

携帯電話の通信設備となると市で行うというよりは民間の事業者が行うところなので市の計画としては含まれていない。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

(執行部退席 10:38)

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

(10:39 協議会に変えて)

陳情の取扱い(1件)

「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について

○坂上隆夫委員長

これは、内閣総理大臣ほかへの意見書の提出を求めるもので、皆様にお諮りします。どのように取り扱いましたらよいかご意見を伺います。昨年も同様のものを採択しているので議員発議として取り扱うことをご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○坂上隆夫委員長

ご異議ないので、議員発議として取り扱うこととします。それでは、発議議員についてですが、どなたにしましょうか

(「副委員長」の声あり)

それでは、「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、寛議員により発議提案することと決定しました。みなさんには賛同議員として署名をお願いします。

○坂上隆夫委員長

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会 (10:43)